

令和6年度適用（中間年）県外建設業者に係る 建設工事入札参加資格審査について

令和5年12月
建設部建設政策課

1 入札参加資格審査の仕組み

県では、県が発注する建設工事（以下「県発注工事」という。）の競争入札を執行するに当たり、県発注工事の規模・内容に応じて確実な契約履行能力を有する建設業者を公正かつ効率的に選定するため、秋田県建設工事入札制度実施要綱（昭和62年4月22日監一134）及び入札参加資格審査に関する運用基準（平成6年3月30日監一1781）に基づき、建設業者の入札参加資格審査及び等級格付を行っている。

このうち、県外建設業者については、建設業の許可等の最低要件を満たす者のうち、建設業法に基づく経営事項審査総合評定値（P点）による点数（客観点）が一定点数以上の者について入札参加資格を認めている。

なお、入札参加資格審査は、県内建設業者と同様、2年に1回行うほか（定期年審査）、その中間の年に新規及び工種の追加のみの申請を受け付けており（中間年審査）、今回は中間年審査となる。

最低要件

- ①申請工種に係る建設業許可を有し、経営事項審査を受けていること（解体工事を除く）。
- ②申請工種に係る年平均完成工事高が3千万円以上であること（解体工事を除く）。
- ③社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入していること（適用除外を除く）。
- ④解体工事にあっては、一般土木又は建築一式の格付要件を満たすこと。

客観点

||

経営事項審査総合評定値

- ・経営規模（完工高、自己資本額）
- ・経営状況（売上高営業利益率等）
- ・技術力（業種別技術職員数、元請完成工事高）
- ・社会性等（労働福祉、営業年数等）

2 入札参加資格審査の審査基準

中間年審査は、定期年審査に対する追加登録を行うものであり、定期年審査と同じ格付基準点を採用することとしている。よって、令和6年度適用中間年審査についても、令和5・6年度適用定期年審査の基準を採用する。

(1) 客観点

客観点である経営事項審査の総合評定値は、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの審査基準日に係るものを採用する。

(2) 格付基準点

各工種ごとに、経営事項審査総合評定値が次に掲げる基準点以上であること。

(令和5・6年度適用(定期年)及び令和6年度適用(中間年))

格付工種	格付基準点
一般土木工事	990
法面工事	960
建築一式工事	980
電気工事	960
給排水暖冷房衛生設備工事	880
鋼構造物工事	1,030
舗装工事	1,120
一般塗装工事	960
路面標示工事	950
機械器具設置工事	870
電気通信工事	700
造園工事	900
さく井工事	740
水道施設工事	990
解体工事	—

※ 解体工事の格付は、一般土木工事又は建築一式工事の格付要件を満たす申請者について入札参加資格を認めることとしているため、格付基準点は設けていない。

※ 定期年審査で一般土木工事又は建築一式工事の格付を取得している者は、中間年審査での申請工種が解体工事のみの場合であっても申請可能とするが、一般土木工事又は建築一式工事の格付に係る総合評定値(令和4年10月1日から令和5年9月30日までの審査基準日に係るもの)が、上記基準点以上であることを解体工事の格付要件とする。

3 入札参加資格の有効期間

今回の審査により取得した入札参加資格の有効期間は、令和6年5月1日から令和7年4月30日まで(1年間)である。